

令和7年度

大手小学校いじめ防止基本方針



**「自分自身を大切にするとともに、
他の人を大切にする」ために**

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

また、学校の教育活動全体で、学校における人権教育の目標である「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める(※)」といった人権の視点を取り入れた教育の推進をしていくことが、いじめ防止につながると考える。

※人権教育の指導方法等の在り方について<第3次とりまとめ>(文科省)より

2 校内体制

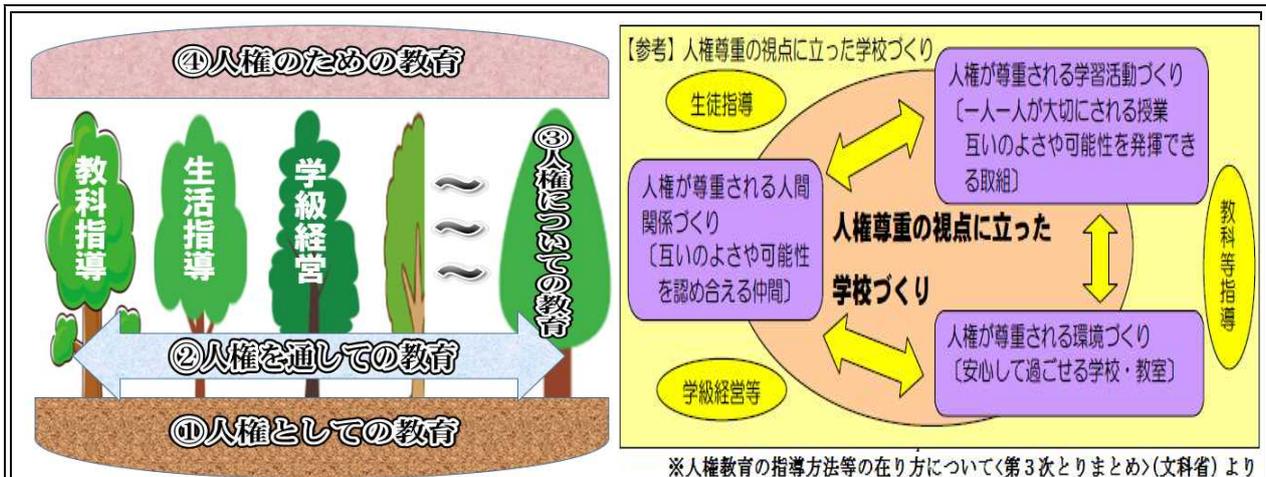
- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、実態把握と定期的な情報共有に努めながら、児童の心の声を聞く取り組みや、すべての教育活動に人権の視点を取り入れた教育活動を行う。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者として『いじめ等対策委員会』を中心として、教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心とした会議で、毎月いじめに関する報告会を開催し、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。また、<スクリーニング会議>を、1・2学期に2回開催する。尚、開催が必要な事案が起きたときは、緊急に開催する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」において、いじめ等の悩みや問題を抱える児童を見つけ出すために、スクリーニングを実施し、教職員及び専門家の様々な視点で支援の方法を探る。
- ・ いじめが生じた際は、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当(主幹教諭)」を設ける。
- ・ いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当(主幹教諭)に報告し一両日中に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。

※『いじめ等対策委員会』の構成員

校長・教頭・主幹教諭・校務主任・教務主任・学年主任・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任・なごや子ども応援委員会のスクールカウンセラー(以下SC)・スクールソーシャルワーカー(以下SSW)など(スクリーニングを実施する際には、児童福祉員・区役所職員(民生子ども課)も状況により参加する)

3 人権の視点を取り入れた教育活動の推進

学校全体のすべての教育活動に人権の視点を取り入れ、以下の4つの人権教育に取り組み、その中でいじめ防止に関わる取り組みを行う。



「4つの人権教育」と「いじめ防止に関わる取り組み」

4つの人権教育	いじめ防止に関わる取り組み
<p>①人権としての教育<機会></p> <p>○「教育を受けること自体が人権である」として、等しく教育の機会が保障され、自己の能力を最大限に伸ばすことのできる教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個(特性)に応じた一人一人への支援 ・ 自己肯定感を高めるための実践 ・ (基礎)学力向上の実践 ・ 教育活動を支えるための教育環境の整備(ソフト・ハードの両面) ・ 教師の授業力の向上と授業のユニバーサル化 ・ 教師が多様な背景をもつ児童たちの実態から深く学ぶ実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに負けない <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを許さないたくましい心の育成 ○ 個別最適な学びと協働的な学びの実践 ○ 児童の心の声を聞くための取り組み ○ 児童の声によるいじめの認知 等
<p>②人権を通しての教育<環境></p> <p>○ <u>すべての教育活動を通して</u>、人権が尊重された雰囲気や関係性の中で行われる教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての教育活動の中で自己有用感を育むための感覚を磨く実践 <ul style="list-style-type: none"> (1) 安心できる(包み込まれ感覚) (2) 出番がある(社交性感覚) (3) 頑張ればできる(勤勉性感覚) (4) 自分が好き(自己受容感覚) ・ すべての教育活動の中で人権感覚の育成 ・ 教職員が、児童たち・教職員・学習内容・活動内容等に、察する心を働かせながら行う人権尊重の視点に立った日々の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめが起きにくく <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめを許さない学級・学校づくり ○ 児童が他を頼れる環境づくり ○ 教職員の人権感覚の磨き合い・研修 ○ 教職員によるいじめの認知 等
<p>③人権についての教育<内容></p> <p>○ <u>人権や人権問題について学ぶ教育</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権感覚の涵養のため、様々な世界を知ることにより、様々な見方や考え方に触れる経験 ・ 将来出会う可能性のある身近な人権課題を主体的に学ぶ実践 (いじめ・情報モラル・障害・多文化共生・ジェンダー・LGBT・・・) ・ コミュニケーションスキル・ソーシャルスキル・アサーション・アンガーマネジメント等のスキルトレーニングの実践 ・ 条約・条例などの理解 子どもの権利条約・子どもの権利条例・子ども基本法・いじめ防止基本方針等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめについて主体的に学ぶ取り組み(いじめの四層構造等) ○ いじめ(トラブル等)に直面した際の様々な立場での対処の仕方の習得 ○ いじめ防止プログラム・情報モラル教育・子どもの権利条約 等
<p>④人権のための教育<目的></p> <p>○ <u>人権が大切にされる社会を目指す担い手を育成するための教育</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践と行動 (児童会活動・児童の自主的な活動等) ・ 社会の中で生きていくために不可欠な能力を育むキャリア教育の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○ なごやINGキャンペーン ○ 児童会の主体的な取り組み ○ キャリア教育 等

4 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ児童の理解と配慮も含めた人権意識をもち、人権感覚を互いに磨き合う。(研修資料を作成し、全ての教職員で共有する)
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 児童と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。

いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われたものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ずいじめ等対策委員会に報告をする。
- ・ いじめ(特に、暴力を伴わないいじめ)は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
- ・ 児童が心の中を伝えることのできる人間関係をつくる(①)と共に、児童の心情や置かれた状況を察する人権感覚を磨き、児童の実態に深く学ぶ。(②)
 - ①学校生活の振り返り、こころのSOS、心の相談・教育相談週間、相談ポスターの設置等
 - ②常日頃の児童との関わり、スクリーニング、保護者連携等

5 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うこと(自己理解・他者理解)により多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ いじめは、「いじめを行う児童」と「いじめられている児童」という二者だけの関係で捉えるのではなく、被害者・加害者・観衆・傍観者という「いじめの四層構造」等のいじめの構造の視点を踏まえ、未然防止に取り組む。

「いじめの四層構造」

被害者：いじめを行う児童

観衆：はやしたてたり、面白がって見ている児童

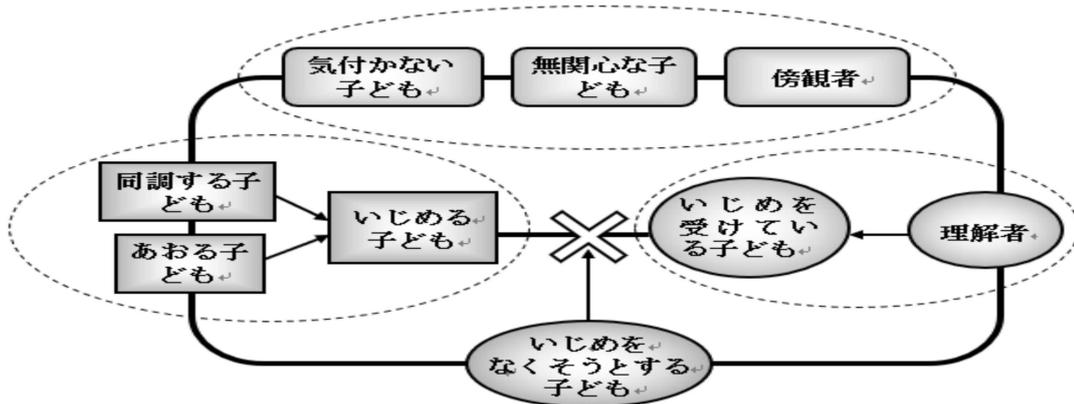
傍観者：見てみないふりをする児童

被害者：いじめられている児童

※児童にも「いじめの4層構造」について考えさせる機会を設定する



参考 「いじめの構造」 (名古屋市教育委員会2021「人権教育の手引き」より)



この構造は、固定したものではなく常に変動するものです。「いじめる子ども」でさえ、いつ「いじめられる子ども」の立場になるかもしれません。

- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、状況により、なごや子ども応援委員会と協働し、企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ・ 児童が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、児童主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 児童一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。
- ・ いじめについての課題を自ら見つけ、一人一人ができること、学級・学校全体でできることを主体的に取り組むことができるよう「主体的に学ぶ児童の育成」に取り組む。
- ・ 仲間と共に成長する喜びを感じることで、他者に対する考え方や意識を変えていくことができるよう、協働的な学びをすすめる。

(2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取り組みを進める。

(3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育・人権教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「INGハートブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために -実用編-」「人権教育の手引きみんなで学ぶ人権ワーク集-実践編-」など

(4)集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき、学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の児童が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、児童の自己有用感の育成を図る。
- ・ 「単に児童が何かを体験すればよい」、「児童同士が交流を深めればよい」、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取り組みにおいて、「なごやINGキャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育（※下記）」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働き掛ける。

《学校全体での取り組み・活動例》

- 「ペア学年での業前活動・遠足・児童会祭り」「分団別児童会・分団登下校」「挨拶運動」「長縄大会」「交通指導感謝の会」「6年生を送る会」等
- 児童会による自主的な取り組みや、児童が主体的に取り組む場の設定
例：大手っ子いじめ防止の手引き・大手っ子ポジティブキャンペーン・「安心して過ごせる学校」をテーマにした川柳づくり・ペア学年で考える「ちくちく言葉・ふわふわ言葉」・SDGs大手っ子の18番目のゴール等

《各学年での中心となる取り組み・活動例》

- 【1年生】「学校探検での教職員とのふれあい活動」
- 【2年生】「学区探検での地域との交流」「1年生とのペア学校体験」
- 【3年生】「地域を守る消防団を知る学習会」
- 【4年生】「自分自身の成長を振り返って」「思春期セミナー」
- 【5年生】「中津川野外学習」「就学時健康診断の手伝い」
- 【6年生】「修学旅行」「キャリアタイム(ペアでの業前活動)での企画・実施」
- 【いずみ】「きらめき展」「交流学习」「校外学習」

※自殺予防教育

悩みを一人で抱え込まない子どもを育てるために



(5)教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、全ての小学校4年生の児童に、スクールカウンセラーとの面談を実施する。
- ・ 年度当初にスクールカウンセラーを紹介し、児童が相談しやすい体制を整え、より多くの児童がスクールカウンセラーとつながる機会を設定する。
- ・ 教育相談を充実させるために、児童が思いを伝えやすいような様々な手段を検討し、児童の声を聞く取り組みを行う。

(6)児童会・リーダー会(高学年)の主体的な取り組み

- ・ 児童会・リーダー会(高学年)の児童に、自分たちの学校生活を振り返らせることにより、自分たちでできる取り組みを考えさせ、その取り組みの支援を行う。(実施例：児童会・リーダー会が「いじめ」に関するアンケートを実施し、全校児童に呼びかける、講師に「いじめ、言葉、命」に関する講演を依頼する等)

6 早期発見の取り組み

学校生活すべての場において、児童をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノートの活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、なごや子ども応援委員会SCと定期的に口頭並びに書面による情報交換を行うことで早期発見に努める。

児童の実態を把握する手だてについて随時、検討を行う。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2)「学校生活アンケート(QU)」WEB版⇒4・5・6年<2回>、紙版⇒1・2・3年<年1回>

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々への対応する。
- ・ 全教職員が児童の状況を把握できるよう、学校生活アンケート(QU)結果を1枚にまとめた学校全体名簿を作成し、児童理解に活用する。

(3) 定期的なアンケート調査

- ・ 学校生活の振り返りアンケート(1学期2回、2学期1回、3学期1回実施)の中に、いじめに関する「アンケート」を実施し、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取り組みの評価・改善につなげる。状況により、無記名式のアンケートを行う。
- ・ こころのSOS(こころの元気チェック)を学期に1回実施し、児童の一人一人の心の状況を把握し、未然防止の取り組みにつなげる。

(4) 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。

- ・ 転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、学期に1回、教育相談週間と、こころの相談週間を設ける。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする

(6) スクリーニング (スクリーニング会議・校内チーム会議を1・2学期実施)

- ・ 学級担任だけでなく、様々な立場の教職員の視点で、すべての児童から気になる児童を抽出し、「いじめ等対策委員会(スクリーニング会議・校内チーム会議)」において、適切な支援や対応について検討を行う。
「いじめ等対策委員会(スクリーニング会議・校内チーム会議)には、なごや子ども応援委員会SC・SSWや児童福祉専門員・区役所職員も参加し、専門家の指導・助言を受け、支援や対応に生かす。

(7) 相談ポスト「一休さんポスト」の設置

- ・ 保健室前廊下に「一休さんポスト」という名称の相談ポストを設置し、教職員の誰にでも、自由に悩みや相談事を書いて相談できるようにする。

(8) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童の良い点や気になる点、様子の変化など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(9) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ ランドセルやかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(10) SNS相談(SNS報告相談アプリSTANDBYの活用)

- ・ 相談する先が24時間365日あることを小学4年生～小学6年生児童に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

7 いじめに対する措置(いじめの重大事態・警察との連携を含む)

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクの要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関と連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりをもつようにする。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- ・ いじめ行為を発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係を確認を行うため、対象児童・保護者のみならず、関係児童・保護者に対しても説明し、協力を得るように努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合 ○ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し、概要を報告する。 |
|---|

- ※ 「いじめを受けた児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）
 - ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
 - その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめを受けた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 当該事案に気付き次第直ちに、いじめを受けた児童及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。
 - その際、誰がいじめを受けた児童・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童・保護者の意向を尊重する。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じ、なごや子ども応援委員会や、外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ、必要な支援を行うことが大切である。
- ・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている児童への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようSPによる支援要請を行う。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに警察へ相談又は通報する。

(3) いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った児童を別室で指導する等、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、いじめを行った「言動」は否定しつつも「人格」を否定することなく当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) 集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会に一報するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取り組みを周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

8 なごや子ども応援委員会との協働

主幹教諭を中心として、なごや子ども応援委員会と協働で、未然防止及び、早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

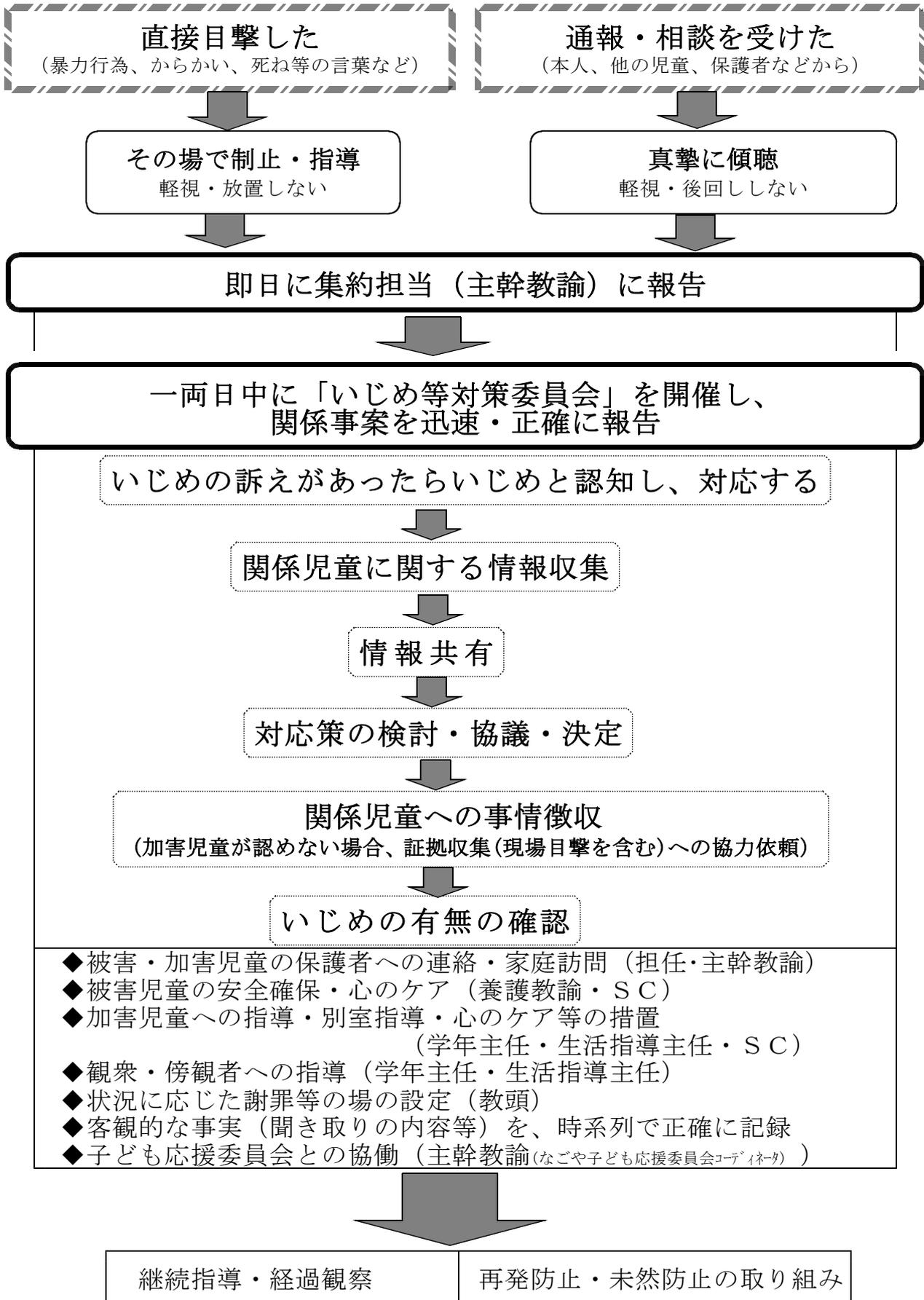
9 校内研修の実施

いじめ等対策委員会の報告や生徒指導提要进行等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。また、いじめ・人権に関しての自主研修資料を随時配布する。

10 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取り組みを実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。また、いじめの防止等のための対策に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆



年間を見通した『いじめ防止』のための指導計画

月	諸会議 実態把握 情報共有等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み (心の声を聞く取り組み)	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 ・情報共有 いじめ等 対策委員会①	互いを認め合う 学級づくり 学校生活のきまり について ペア学年による遠足 4年SCによる全員面談 分団別児童会	あったかハート配布 ・ランドセルに常時入れる SNS相談の周知(4・5・6年)	研修① ・児童理解 ・個別支援 ・いじめ予防 ・生徒指導提要 研修② ・スクリーニング
5	いじめ等 対策委員会②※	中津川野外学習(5年) に向けて なごやINGキャンパ-ンの年 間を通じた取り組み こころのSOS (こころの元気チェック)① 環境ウィークトライ &アクション	学校生活の振り返り (いじめアンケート①) ※1ヶ月を終えて 学校生活アンケート(QU) ウェブ版⇒4・5・6年 (実施と結果分析及び支援方法の共通理解) なごや子ども応援委員会 ・NCSとの情報共有	研修③ ・いじめに関 する研修I
6	いじめ等 対策委員会③※	思春期セミナー(4年) 情報モラル教育 キャリア環境集会	心の相談週間① 教育相談(4限授業後) 学校生活の振り返り (いじめアンケート②)	研修④ 学校生活アンケ -ット結果活用 ・いじめに関 する研修II
7	いじめ問題行動等 防止対策連絡会議 いじめ等 対策委員会④(長期 休業向け)	大手っ子まつり 分団別児童会	※1学期を振り返って 個人懇談会での保護 者との情報共有 なごや子ども応援委員会 との情報共有	研修⑤ ・自殺予防 ・虐待防止
8			支援が必要な児童へ の対応	研修⑥ ・センター研修 ・自主研修
9	いじめ等 対策委員会⑤	修学旅行(6年) に向けて	※夏休みの振り返り なごや子ども応援委員会 との情報共有 心の相談週間②	

10	いじめ等 対策委員 会⑥※ ⑦※	↑ 実態 把握 と 情報 共有 ・ 事案 発生 時 い じ め 等 対 策 委 員 会 の 随 時 開 催 ↓	こころのSOS (こころの元気チェック)② 運動祭に向けて	学校生活アンケート(QU) ウェブ版⇒4・5・6年 紙版 ⇒1・2・3年 (実施と結果分析及び支援方法の共通理解)	・いじめに関 する研修Ⅲ	
11	いじめ問題行動等 防止対策連絡会議 いじめ等 対策委員 会⑧		なごやINGキャンペ ーンの取り組み	↑ わ か る 授 業 ・ 全 員 が 参 加 活 躍 で き る 授 業 ↓	↑ ス ク ー ル ラ イ フ ノ ー ト の 活 用 ・ 担 任 に よ る 全 員 面 談 等 ↓	研修⑥ ・人権につ いて
12	いじめ等 対策委員 会⑨(長期 休業向け)		大手っ子発表会に向 けて 人権週間における取 り組み 道徳授業	個人懇談会での保護 者との情報共有	研修⑦ 学校生活アン ケート結果活用	
1	いじめ等 対策委員 会⑩		こころのSOS (こころの元気チェック)③ 挨拶運動	なごや子ども応援委員 会との情報共有		
2	いじめ等 対策委員 会⑪		交通指導感謝の会	学校生活の振り返り (いじめアンケート含む)④ ※卒のまともと次年度へ向け 心の相談週間③ 学年学級懇談会での 保護者との情報交換 なごや子ども応援委員 会・NCSとの情報共有		
3	いじめ等 対策委員 会⑫(次年 度向け)		情報モラル教育 6年生を送る会 分団別児童会	小中における情報交換 なごや子ども応援委員 会との情報共有	研修⑧ ・情報引き継ぎ	
毎学期	いじめ防止につながるプログラム・こころのパンフレットの授業 ・ストレスマネジメントの授業・こころのSOS(DVD)の授業 等					
通年	『一休さん』ポスト (保健室前廊下に設置し、SC・教職員誰にでも自由に悩みや相談事を書いて投函できるようにする)					
随時	・子ども応援委員会との協働・アンケートの実施(無記名を含む)					

いじめ等対策委員会②※、③※、⑥※、⑦※→スクリーニング会議(スクリーニング会議・校内チーム会議)